

大町 溝

No.114

平成11年1月1日発行

賀正

この度、泉谷地池頭に金谷溜池鎮座厳島神社より分霊し、

泉谷地溜池厳島神社を建立





年頭にあたり

大町溝土地改良区

理事長 尾形 昭二

あけましておめでとうございます。
一九九九年の年明けとなりました。
世に世紀末と言葉がありますが、世界の政情のみならず、我が国の政経と、政局の一時も早い安定を念願する所であります。

当土地改良区の半世紀にわたる最大目標でありました取水安定確保と共に耕地の基盤整備も終了し、水と緑を合わせての環境保全を進めて参りましたが、昨秋、砂越地区は場整備事業をもって無事完了いたしました。ここにあらためて組合員各位に感謝申し上げますと共に、先人・先輩、またご指導ご協力を賜りました関係者皆様に深く敬意とお礼を申し上げますところであります。

この事を踏まえ今後の方向について展望を若干述べさせて頂きます。

一に土地改良負担金軽減運動を進める事にあります。今日まで平準化事業等始めとする諸方策と、ほ場整備事業での市町村負担の制度化に伴う交付税による事業費負担軽減等を確保してまいりました。しかし、減

反転作の強化、米価と土地価格低下は農業経済に深刻な影響を与え、負担金回収に重大な局面を向かえようとしており、各土地改良区共通の課題となりつつあります。この事は国の農政基本政策変更によるところが大きく、農業者の自助努力の域を越える政策課題として進めて参りましたが、さらに農業関係各機関共通の息の長い運動として進めて行かなければならないと考えます。

二に管内のは場整備事業完了を受け今後、組織体制の合理化を図かる事です。内部強化策の一環として理事會及び各委員会の中で二年間に渡って討議を経てきましたが、実施については今後さらに内容をつめる必要があり、次期新機構総意の上決定を待つところであります。

なお、統合整備に関しては、両土地改良区の審議が疏水取水の意義、統合に伴う主水、補水、反復の三元化維持管理機能の認識が役員の世代交替による意識変化により考えに隔たりがあるように思われます。財政

面においても現在の資産を現状に合わせた再評価を実施することによる資産の低下の中、不況化の中で新規固定資産取得は賦課金による運営維持管理の中では困難なことであり、当土地改良区として今回改選期による新体制のなかで再検討を加え過誤のない事を期したいところです。

また、当土地改良区は内部財務健全化を図り今日まで事業促進を第一とした総枠決定方法は根本から改善し、伸び切った機構運営方法を維持管理主体への時代移行を機に新年度予算に改革する方針であります。この事は、云うは易く実施は困難であります。組合員のご指示、ご協力を得ながら新機構の実施に期待するところ です。

新年年初めに、総代・役員の任期満了による改選は新しい課題解決の船出とご祈念申し上げ年頭の所感といたします。

大町溝土地改良区

理事長 尾形 昭二

副理事長 遠田 保夫

会計係理事 佐々木 亨

理事 工藤 直樹

同 莊 司勝郎

同 齋 藤 隆

同 水 落 直治

同 小松原 与八

同 庄 司健吉

総括監事 鈴木 敏弘

監 事 三 浦 康昭

同 児 玉 長吉

事務局長 前田 雄助

土地改良功労者

山形県土地連会長表彰受賞

去る、平成十年十一月十日村山市民会館において第十八回山形県土地改良事業推進大会が開催され席上、土地改良功労者並びに優良団体に對して山形県知事感謝状と山形県土地連会長表彰が行われ、砂越地区は場整備事業協議会委員長の後藤光雄さんが、土地改良功労者として山形県土地連会長表彰を受賞いたしました。



改良功労者の部で九十五名の表彰が行われました。

この表彰は、県内の土地改良事業推進の功績のあった団体及び個人に贈られるものです。今回受賞となられた砂越地区は場整備事業協議会委員長の後藤光雄さんは、昭和六十一年度から発足した砂越地区は場整備事業協議会の委員長として、は場整備事業の重要性と換地の集団化による営農の合理性を強く認識され指導的役割を積極的に進め関係受益者の啓蒙を図り事業の推進に努めました。また、平成三年度から合わせて実施された二十一世紀型水田農業モデルは場整備促進事業の推進にも積極的な力を注ぎ農地の集積と農家負担の軽減に努力されています。このように後藤光雄さんは、地域発展の見地から事業の重要性を強く認識し、土地改良事業の推進に尽力し、営農のみならず地域の発展に尽くした功績が認められ受賞となったものです。心よりお祝い申し上げます。

なお、大町溝土地改良区職員の内、井美明総務課長も土地改良功労者として山形県土地連会長表彰を受賞されたことを合わせてご報告させていただきます。

県営砂越地区は場整備事業竣工

平成二年度着工以来進められてきました県営砂越地区は場整備事業が、この度完成の運びとなり、去る平成十年十一月二十日午前十一時より砂越公民館隣りの記念碑前において関係者多数出席の中竣工記念碑除幕式が挙行されました。

この地区は、地元の強い熱意により、砂越第五地区、砂利柳地区、茨野本田地区を一本化し、昭和六十一年度には砂越地区は場整備事業協議会が発足し、昭和六十三年から二年間にわたる調査設計を行い、平成二年に県営は場整備事業砂越地区として採択着工されたものです。



業の基盤を整備した事業です。また、農家負担の軽減と今後の農業経営を見据え、二十一世紀型水田農業モデルは場整備促進事業を平成三年から実施し、地区面積の五十パーセント以上を担い手農家が耕作する二ヘクタール以上の連担団地とすることを集積を目標に、農地の集団化、担い手農家の育成に積極的に取り組んでおります。

事業の概要としては、受益農家戸数が三百二十七戸となっており、事業量が、区画整理二百八十三・三ヘクタール、道路工三万三千九百九十八メートル、用水路工三万九千六百七十一メートル、排水路工二万三千四百五十八メートル、暗渠排水百七十・九ヘクタール客土工八・四ヘクタール等が行われ、総事業費三十五億七千三百万円となっています。

業と土地改良総合整備事業の一体施工として取り組まれ、短辺三十メートル長辺百メートルと短辺二十メートル長辺百五十メートルの三十アールを標準区画として大型機械の導入を可能にし、農業高生産性の向上を図り、耕地の集団化による近代的農

なお、この砂越地区は場整備事業を最後に大町溝土地改良区管内のは場整備事業は全て完了となります。

—— 支溝代表者の選任について ——

今年は、総代の総選挙と合わせまして、支溝代表者の任期も満了（平成11年2月28日）することになっております。

次期の支溝代表者について各支溝関係集落と協議のうえ、支溝代表者選出届け用紙により支溝関係集落代表者（自治会長・区長等）連名にて平成11年1月29日まで届け出ていただくようお願い申し上げます。

なお、支溝代表者選出届け用紙については、各正支溝代表者をとおしてお届けする予定としております。

◎各支溝名及び代表者数

支 溝 名	代表者数	支 溝 名	代表者数	支 溝 名	代表者数	支 溝 名	代表者数
上 郷 溝	正1名 副2名	南 田 沢	正1名	柳 沢	正1名 副1名	南 幹 線	正1名 副4名
大 正 溝	正1名 副2名	相 沢 川	正1名 副1名	東 幹 線	正1名 副6名	中 幹 線	正1名 副7名
山 寺	正1名 副1名	山 谷 橋 橋	正1名 副4名	第1幹線	正1名 副3名	北 幹 線	正1名 副4名
上 堰 下 堰	正1名 副6名	山 元	正1名 副2名	第5幹線	正1名 副5名	横 根 山	正1名 副1名
合計16支溝65名内							正16名 副49名

賦課金には、水路の原価償却費等が含まれています。これらが、転用等で地区除外となった場合、その土地が将来とも負担予定だった償還金を、残された土地で負担しなければならぬと言ふ不公平が生じます。このような状況を解消するために大町溝土地改良区では、昭和三十八年より決済金制度を制定しております。これによって転用等で地区除外が発生した場合、その土地が負担すべき償還金等を地区除外の際に頂戴し、転用等で地区除外する土地に見合う繰上償還を行う財源となります。

決済金について

ほ場整備事業を始めとする維持管理事業等の土地改良事業を進めるには、賦課金の納入は欠かせません。土地改良区は、土地改良法に基づいて運営されており、それらの事業に充てるためその受益地内にある土地についてその土地の耕作者である組合員に対して賦課金を徴収することになります。この賦課金徴収は、強制徴収権を伴うもので未納した場合は、財産の差し押さえとこれに伴う競売（強制執行）を行うことが法律で認められており、他の土地改良区では実際に競売に付されている例が見受けられます。当土地改良区の場合

賦課金の納入についてお願い!!

も特定の方の未納が累積する傾向であり債務保全のため、今後未納者に対して財産の差し押さえと競売を行う必要があると考えております。賦課金を納めないで納期限がすぎますと督促状が発行され、税金と同じように法律に基づいた延滞金が増加されることとなります。お心当たりのある方は早急に納入下さるようお願いいたします。なお、事情がおりの方には、「納入の猶予」、「分割納入」等の対応も行っておりますので土地改良区へご連絡のうえ、ご相談させていただきますのでよろしくお願いいたします。

ご冥福をお祈り申し上げます。



当土地改良区の揚水機運転委員、分水門看守人の岩崎栄一さんが去る、十二月五日永逝されました。七十六歳でした。

岩崎栄一さんは、昭和三十八年から三期十二年支溝代表者を務められ昭和四十八年から二十八年間揚水機運転委員、分水門看守人として昼夜を問わず春の一番水から秋の稲穂が垂れ、刈り入れを向かえるまで水の適正配分のために努力されました。

ここに謹んで生前のご労苦に感謝し、ご冥福をお祈り申し上げます。

あなたの農地に変更はありませんか？

◎土地改良区の運営は、すべて受益地の農地に賦課する区費によってまかなわれています。

土地改良法第四十三条では、農地に対する権利（所有権、耕作権等）に移動が生じた場合、また、農地を他の用途に転用しようとする場合は、土地改良区に対して組合員自ら土地改良区に届出ていただくことになっています。

土地改良区では、翌年度の賦課地積をその年の二月末日現在で決定しております。それ以降の移動については、翌年からの変更となりますのでお心当たりの人はお早めに土地改良区にお問い合わせ下さい。

農地に対する権利（所有権、耕作権等）に移動、農地を他の用途に転用等があっても手続きをしないまま放置しておきますと翌年度以降も賦課金を課せられ、本人に対して非常に不利益なことになりますので必ず手続きを行って下さい。

☆所有権、耕作権等の 変更の場合

◎土地改良区区域内の農地が、売買や受委託耕作契約等で権利に移動が生じた場合は、所轄農業委員会の許可書または、その土地の登記済み証写しを添付し、土地改良区所定の用紙（組合員資格得喪通知書）で組合員自ら手続きを行って下さい。

なお、現組合員の死亡による相続によって新たに組合員になれる方も組合員変更の手続きが必要です。その場合は認め印をご持参いただくだけで結構ですので、必ず届け出をしていただくようお願いいたします。

☆農地を転用する場合

一、一般転用の場合

◎土地改良区に対して「農地転用等の通知」と「意見書の交付申請書」を提出すると、その後に土地改良区と転用組合員（農地法第四条及び第五条の場合）及び転用関係者（農地法第五条の場合）と地区除外に関する協定を結び決済金納入後に地区除外となります。

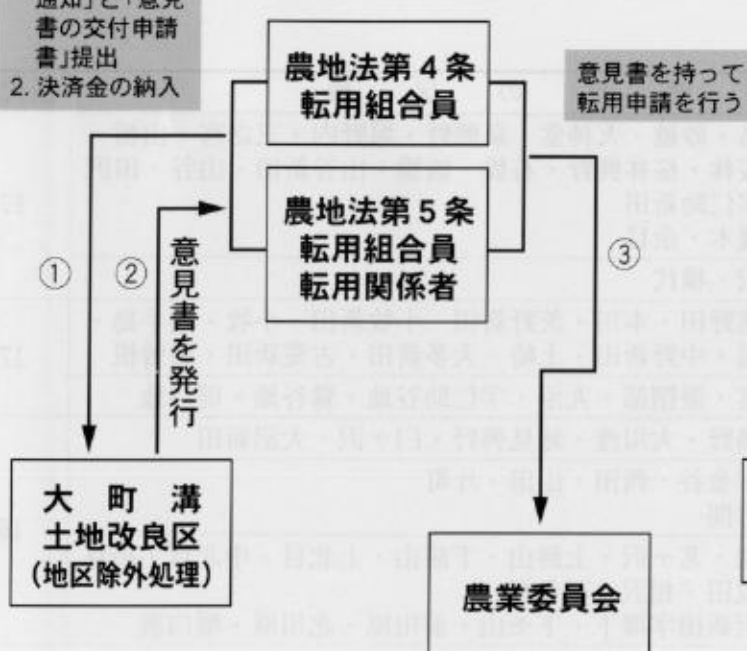
二、公共事業買収の場合

◎一般の転用と違い「農地転用等の通知」と「意見書の交付申請書」を提出の必要はありません。ただし、地区除外及び決済金に対する協定を結んで土地改良区へ決済金を納入し地区除外を行う手続きは必要となります。公共事業による農地の買収の場合、土地改良区に連絡が無いままに行われることが見受けられます。公共事業の用地買収の説明会等に組合員の方が出席される時は、土地改良区に一報するように申し入れて下さるようお願いいたします。そのままにしておきますと翌年以降も賦課金を課せられて非常に不利益なことになります。

☆転用をする場合

☆所有権、耕作権等の 変更の場合

1. 「農地転用等の通知」と「意見書の交付申請書」提出
2. 決済金の納入



総 代 の 総 選 挙

平成11年2月3日任期満了による次期総代選挙の日程が
平成11年1月18日告示、同年1月25日投票と決まりました。

1. 立候補の届け出

- (1) 届け出の期間 平成11年1月18日から
平成11年1月19日まで 2日間午前8時30分から午後5時まで
- (2) 届け出の場所 第1選挙区 平田町選挙管理委員会(平田町役場総務課内)
第2選挙区 酒田市選挙管理委員会(酒田市市役所)
第3選挙区 松山町選挙管理委員会(松山町役場総務課内)
- (3) 届け出の注意 立候補届け出をする組合員は、事前に(平成11年1月13日・水曜日まで)
大町溝土地改良区から組合員である証明を受け、その証明書を添付して
立候補の届け出を行って下さい。

2. 投票の日時及び場所

- (1) 日 時 平成11年1月25日(月)午前9時～午後2時まで
- (2) 場 所 (下表)

選挙区	投票区	投票所名称	投票所の所在
1	1	平田町中央公民館分室講堂	平田町大字飛鳥字堂之後83の3
	2	酒田市東平田公民館講堂	酒田市大字生石字登路田8の1
2	1	酒田市中平田公民館講堂	酒田市大字熊手島字中福島66
	2	酒田市東禅寺コミュニティ防災センター	酒田市みずほ二丁目8-7
3	1	松山町南部公民館	松山町大字地見興屋字前割9の4
	2	松山町山寺公民館	松山町大字山寺字見初沢165
	3	松山町内郷公民館	松山町大字相沢字鶴牧56

3. 選挙区と総代の定数

選挙区別	投票区別	投票区 の 区 域	総代数
第1選挙区	第1投票区	飽海郡平田町大字飛鳥・砂越・天神堂・泉興野・堀野内・三之宮・山橋・中野目・郡山・桜林・桜林興野・石橋・檜橋・山谷新田・山谷・田沢字長根下・北俣字仁助新田 東田川郡余目町大字榎木・余目	17
	第2投票区	酒田市大字生石・北沢・横代	
第2選挙区	第1投票区	酒田市大字手蔵田・熊野田・本川・茨野新田・小牧新田・小牧・熊手島・大野新田・勝保関・中野新田・土崎・大多新田・古荒新田・漆曾根	17
	第2投票区	酒田市大字大町・大宮・遊摺部・丸沼・字仁助谷地・鷺谷地・扇谷地	
第3選挙区	第1投票区	飽海郡松山町大字成興野・大川渡・地見興野・白ヶ沢・大沼新田	16
	第2投票区	飽海郡松山町山寺・字金谷・西田・山田・片町 東田川郡余目町大字古関	
	第3投票区	飽海郡松山町大字土測・茗ヶ沢・上餅山・下餅山・上北目・中北目・小見竹田・引地・中牧田・相沢・石名坂 飽海郡平田町大字田沢新田字堰下・下モ山・前川原・北川原・堰口裏	
		計	50